

優生手術に関する個人記録の保有状況調査要領

1. 趣旨・目的

厚生労働省が旧優生保護法（以下「法」）に関する今後の検討を進めるにあたり、医療機関及び福祉施設を対象に、法第3条（第1項第4号及び第5号を除く）、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術に関する個人記録の保有状況について、当該保有状況の実態を把握するための調査です。

本調査は個人の診療記録（カルテ等）やケース記録の洗い出し等の網羅的な確認を医療機関・福祉施設に求めるものではなく、調査時点において、各医療機関・福祉施設が把握している範囲内の情報について、回答を求めるものです。また、回答は任意です。

2. 調査事項

調査票（別紙1）のとおり

（1）医療機関の名称

法人名及び医療機関名を記入してください。

（2）医療機関の種別

記入不要です。（「①」を入力済）

（3）優生手術に関する記録の保有状況

法第3条（第1項第4号及び第5号を除く。）、第4条又は第12条に基づき行われた優生手術に関する個人記録[※]について、「ある」、「ある可能性がある」、「ない又はない可能性が高いと思われる」のいずれかを選択してください。

※ 個人記録： 記録の媒体（紙・電子）を問わず、カルテやケース記録等の個人の記録であって優生手術が行われた（又は行われた可能性がある）ことが分かるものをいいます。

（優生手術一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。）

※ 優生手術： 「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

（参考）回答の基準について

①「ある」と回答する場合の例

- ・現時点で優生手術に関する個人記録の存在を確認している場合（氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落している記録を含む。）

②「ある可能性がある」と回答する場合の例

- ・現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、過去に当該医療機関で実施した優生手術の件数等の記録が確認されている場合
- ・現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、法の施行当時から不妊手術を行っている医療機関である場合
- ・現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、優生手術の実施や個人記録の存在について職員や元職員の記憶又は証言がある場合

③「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例

- ・文書保存年限等により、法が母体保護法に改正される以前（平成8年9月25日以前）の記録を一切保存していない場合
- ・法が母体保護法に改正された以降（平成8年9月26日以降）に設立された医療機関である場合

※ ②及び③の両方に該当する場合には「ない又はない可能性が高いと思われる」を選択してください。

②及び③の両方に該当する場合は、職員や元職員が過去に優生手術に関する個人記録を確認した記憶又は証言があるものの、当該個人記録を確認した時点が過去のものであり、文書保存年限により調査時点においては廃棄されていると考えられる場合を想定しているものです。

(具体例) 職員が10年程前に昭和60年の資料の中に優生手術に関する個人記録を確認した記憶があるが、昭和60年の資料は文書保存年限に照らして3年前に全て廃棄されている場合

※ 保存年限に照らして廃棄されているはずの時期の資料であったとしても、当該保存年限を超えた時点において職員が確認した記録や証言がある場合、保存年限を超えて保管されている可能性があるため、こうした場合には、「ある可能性がある」を選択していただきますようお願いいたします。

(具体例) 文書保存年限によると昭和60年の資料は3年前に全て廃棄されているはずであるが、職員が昨年、優生手術に関する個人記録を含む昭和60年の資料を確認した記憶又は証言がある場合

※ 母体保護法の施行後（平成8年9月26日以降）に設立された医療機関であっても、カルテの引き継ぎを受けるなどにより優生手術に関する個人記録を保有している可能性があることから、職員や元職員の記憶又は証言がある場合には、「ある可能性がある」を選択していただくようお願いします。

(4) 保有している記録の内容

(3) について、「ある」を選択した場合には、記録の種別を「優生手術申請関係書類」、「優生手術決定関係書類」、「その他優生保護審査会関係書類」、「診療記録（カルテ等）又はケース記録」、「その他」から選択してください（「その他」を選択した場合には自由記載欄にその内容を記載してください。）。また、手術が実施された（又は可能性がある）時期を記載するとともに、保有している記録に記載のある手術を受けた（又は受けた可能性がある）個人の人数を記入してください。

※ 優生手術申請関係書類：優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等の優生手術の申請に係る記録です。

※ 優生手術決定関係書類：優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後の記録です。

※ その他優生保護審査会関係書類：優生保護審査会の資料、議事録等の記録です。

※ 記録の内容について、手術を受けた（又は受けた可能性がある）方の氏名等の個人を特定することができる情報の記載は必要ありません。

(5) 保有している可能性があると判断した理由

(3) について「ある可能性がある」を選択した場合には、記録を保有している可能性があると判断した理由を記入してください。

3. 回答期限

平成30年8月24日（金）

(参考)

旧優生保護法 抜粋

第3条【 医師の認定による優生手術 】

第1項

医師は、左の各号の一に該当する者に対して、**本人の同意並びに配偶者があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。**但し、未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りでない。

第1号 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

第2号 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの

第3号 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

第4号 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

第5号 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

第4条【 審査を要件とする優生手術の申請 】

医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため**優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。**

第12条【 精神病患者等に対する優生手術 】

医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹っている者について、精神保健法第二十条又は同法第二十一条に規定する**保護義務者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。**

別表（第4条、第12条関係）

第1号 遺伝性精神病、精神分裂病、そううつ病、てんかん

第2号 遺伝性精神薄弱

第3号 顕著な遺伝性精神病質、顕著な性慾異常、顕著な犯罪傾向

第4号 顕著な遺伝性身体疾患、ハンチントン氏舞蹈病、遺伝性脊髄性運動失調症、遺伝性小脳性運動失調症、神経性進行性筋い縮症、進行性筋性筋栄養障がい症、筋緊張病、先天性筋緊張消失症、先天性軟骨發育障がい、白児、魚りんせん、多発性軟性神経纖維しゅ、結節性硬化症、先天性表皮水ほう症、先天性ポルフィリン尿症、先天性手掌足しよ角化症、遺伝性視神経い縮、網膜色素変性、全色盲、先天性眼球震とう、青色きよう膜、遺伝性の難聴又はろう、血友病

第5号 強度な遺伝性奇形、裂手、裂足、先天性骨欠損症